

パブリックコメントの実施結果について

1 実施方法

- (1) 意見を求めた名称
 - 「子ども・子育て支援事業計画案」
 - 「子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案」
- (2) 資料の閲覧場所

役場 1 階ロビー、忠類総合支所 1 階、札内支所、糠内出張所、保健福祉センター、忠類ふれあいセンター福寿、町ホームページ (<http://www.town.makubetsu.lg.jp>)
- (3) 意見の提出方法
 - 持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出。
 - 提出様式は問わないが、住所、氏名は記載。
 - ※閲覧場所に様式「意見の提出書」を備え付けた。
- (4) 意見の提出できる方
 - 町内に在住の方、町内に通勤している方
 - 事業所等を町内に有する方
 - 本パブリックコメント手続に関する事案に利害関係を有する方
- (5) 募集期間

平成26年11月25日（火）～12月25日（木）

2 実施結果

- (1) 「子ども・子育て支援事業計画案」に関すること
意見の提出はありませんでした。
- (2) 子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案に関すること

No.	ご意見の要旨	町の考え方
1	<p>新保育料では、第 8 階層の金額が 30,500 円から 35,300 円に値上げされている。</p> <p>低所得世帯だけが優遇される制度はやめてほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（保育料）は、応能負担の原則を踏まえたうえで国の定める基準額を上限として、市町村が設定することになります。</p> <p>はじめに、本町における保育料の階層区分については、区分間における保育料に著しい差が生じないように、国の基準よりもさらに細分化し、8階層 13 区分としました。</p> <p>次に、区分ごとの保育料については、国の基準額と現行の保育料を参酌したうえで、過重な負担とならないように金額の設定をしたところであります。</p> <p>具体的には、国の基準額の 85% を基本とし、さらに現行の保育料と比較して著しく負担が増加する 7 階層、8 階層については、大幅な負担増を生じさせないように調整を図っているところであります。</p> <p>ご意見のありました 3 歳児以上の保育料の第 8 階層については、現行の 30,500 円から骨子案では 35,300 円となり 4,800 円の負担増となりますが、この階層の国の基準額である 101,000 円に対しては 35.0% であり、他の階層区分に比べ低率に調整したところであります。</p> <p>このように、高所得者に対しても一定の負担緩和を図っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>